

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：タジキスタン国小型農業機械の整備にかかる情報収集・確認調査 (QCBS)

調達管理番号：22a00592

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

新型コロナウイルス感染対策に関する費用（PCR 検査関連費用、隔離期間中の待機費用、他）はプロポーザル提出時点で別見積として提出ください。

2022年11月2日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2022年11月2日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：タジキスタン国小型農業機械の整備にかかる情報収集・確認調査 (QCBS)
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
 - (●) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。
(全費目課税)
 - () 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)
- (4) 契約履行期間(予定)：2023年1月～2023年12月
新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

4. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口
調達・派遣業務部 契約第一課
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp
担当者メールアドレス：Nomura.Junko2@jica.go.jp
- (2) 事業実施担当部
東・中央アジア部 中央アジア・コーカサス課
- (3) 日程
本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2022年11月 8日 12時

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

2	企画競争説明書に対する質問	2022年11月17日12時
3	質問への回答 11月9日12:00までの受領分	第1回 回答日 2022年11月17日
4	質問への回答	第2回(最終) 回答日 2022年11月22日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ 作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午 まで
6	本見積額(電子入札システムへ送 信)、本見積書及び別見積書、プ ロポーザル等の提出日	2022年11月29日12時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2022年12月13日14時
10	評価結果の通知日	見積書の開封日の翌営業日まで
11	技術評価説明の申込日(順位が第 1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の 翌日から起算して7営業日以内

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(1)の2)に規定する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください(依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4. (3) 日程」参照)。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

提供資料:

- ・「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4. (3) 参照
- 2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口 (outm1@jica.go.jp 宛
CC: 担当メールアドレス)
- 3) 提出方法：電子メール
 - ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
 - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)のURLに記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 回答方法

上記4. (3) 日程のとおり、原則2回に分けて以下のJICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2022年6月1日版）」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

- 1) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（千円未満切り捨て。消費税は除きます。）を、上記4.（3）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

2) 本見積書及び別見積書

- ① 本見積書と別見積書は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイル とし、上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
[例：20a00123_〇〇株式会社_見積書]
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」、
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80:20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点及び価格評価点をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記4.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「タジキスタン国小型農業機械の整備にかかる情報収集・確認調査（QCBS）」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 事業の背景

タジキスタン共和国（以下、「当国」という。）は、石油・天然ガス等のエネルギー資源に乏しいことや旧ソ連からの独立後に発生した内戦の影響から、一人当たり GDP は 859 ドル（2021 年、世界銀行）と旧ソ連圏諸国において最低水準であり、人口の 73%（2018 年、世界銀行）が農村部に居住し、農業セクターは労働人口の 6 割以上を吸収する重要なセクターとなっている。従って、農業は経済的な面のみならず、食料確保の観点からも重要であり、その生産性の向上が重要な課題であるが、当国の農業生産性は、近隣諸国と比較しても低いレベルに留まっているのが現状である（ADB）。また、2020 年初頭より新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け国境が閉鎖されたことにより農産物の輸入が停止し、さらにウクライナ情勢の影響による世界的な食料不足が影響し、じゃがいもなど当国民の主食にあたる農産物の不足が顕著となり、国民の食料を保障するためにも、農作物増産の必要に迫られている。

当国において農業生産性が低い最大の原因は、農業機械化が進んでいないことである。当国農業省によれば、トラクターは本来の必要台数の 14%、ハーベスターは 29% しか需要を満たしておらず、大半の農家は女性や子供も含めた一家総出での手作業で農作業を行っている。また、国内で所有されている農機の多くが旧ソ連時代に導入されたものであり、使用できるものは 70%程度にとどまるなど、そのほとんどが本来の耐用年数を超えており、老朽化が進んでいる。

農業機械化に大きな障害となっているのは、ソ連からの独立後、それまで 670 あった集団農場が 170,000~200,000 ともいわれるデフカンと呼ばれる農家への細分化があげられる。国土の 93%が山岳地帯であることもあり、一農家あたりの平均耕作面積が 0.5 ヘクタール程度と極めて零細な規模となってしまったため、農家にとって農業機械へのアクセスが極めて困難な状況となっている。

旧ソ連圏の国々では、ソ連時代の分業体制の影響から、現在でも農業機械はベラルーシ製がほとんど占めるが、かつての大規模集団農場を想定した大型のものしかなく、そのため価格も高くなり、アクセスが難しい一因になっている。そのため、我が国が得意とする小型で小回りの利く農業機械の潜在的需要が高まっている。

そこで JICA は、2022 年 2 月～3 月の 1 か月間、「小型農業機械のニーズにかかる情報収集・確認調査」（以下、「前回調査」という。）を実施し、リース方式を活用した零細農家の農業機械へのアクセスの可能性、並びに日本製の小型農業機械の需要と優位性及び導入の可能性についての情報の収集・確認を行った。その結果、国営企業を介したリース方式は妥当性がないこと、一方で日本製の小型農業機械の潜在的需要が確認された。

本業務は、無償資金協力事業を念頭に、タジキスタンに日本製の小型農業機械を導入するため、当国の農家が日本製小型農業機械を使用して営農していくことが可能となるための適応可能性や適応させるための耕作／営農上の工夫、日本製小型農業機械の改良点などに係る情報を収集・確認することを目的として実施する。

第 3 条 業務の目的

本業務は、無償資金協力案件の形成を念頭に、タジキスタン国における日本製小型農業機械の導入に向け、その適応可能性や同機械を使用するための同国の耕作／営農方法の改善や導入促進のための体制構築、日本製農業機械の改良点などの課題を整理・把握し、今後想定される案件の目的及び内容を検討し、その効果、人的・技術的・経済的必要性及び妥当性を分析の上、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模を提示するとともに、事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側負担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

第 4 条 業務の範囲

本業務は、タジキスタン国における小型農業機械整備について、「第 3 条 業務の目的」を達成するため、「第 5 条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第 6 条 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「第 7 条 報告書品等」に示す報告書等を作成するものである。

第 5 条 実施方針及び留意事項²

（1）計画内容の確認プロセス

本調査は情報の収集を目的としているが、その過程でパイロット活動を通じて検証作業を行う。パイロット活動の具体的な計画については、調査の過程で随時発注者と協議する。また、特に以下の段階においては、日本側関係者は発注者が開催する会議に参加し、随時関係者と内容を確認・協議する。

1) 現地調査派遣前

調査方針、調査計画、質問票等を協議、確認する。また、併せて既往調査をレビューする。

2) 現地調査帰国時

² 本企画競争説明書は、これまでに判明した事実及び現地から入手した情報を基に作成したものである。受注者は、より効率的かつ効果的な調査手法等を検討の上、プロポーザルに記載すること。また、本業務指示書に記載している事項以外に受注者が必要と判断する調査項目についても、プロポーザルに記載して提案すること。

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、協力（案）の基本的な方向性を協議・議論する。

3) 国内業務期間の終了時

協力（案）の内容を取りまとめた「ファイナル・レポート（案）」に基づき、協力（案）の内容を確認する。

(2) タジキスタン政府による農業機械化計画の確認

タジキスタン農業省は現在、農業機械化を強く志向しており、JICAにも支援を強く求めてきているが、前回調査を通じて、具体的な農業機械化計画が存在しないことが明らかになっている。そこで、同省関係者からのヒアリングを通じて、同省による農業機械化の狙いや目的（食料の増産、農家の経営安定化、対象作物など）、実施している施策や事業等について確認する。また、日本型小型農業機械を導入した場合に発生することが想定される農家への補助金等の必要な施策や制度、事業について我が国の例などを用いて同省側に説明し、その施策の実現可能性や農業省側の意欲を確認する。また、農業機械化計画の策定や施策の実現に向けた技術協力の可能性を探るとともに、具体的な活動 TOR について検討を行う。

(3) 日本製小型農業機械の試験的導入による営農試験と営農体系の見直し及び日本製小型農業機械の改良点の抽出

日本製小型農業機械は、基本的に稲作を中心に日本の農業や耕作方法、営農体系に基づいて製作されているが、タジキスタンのそれらとは大きく異なるため、そのまま導入はできない。そこで、本調査の中で実際に日本製小型農業機械を調達³して現地の農家による営農に試験的に導入し、その適応可能性を調査するとともに、同機械を使用した場合に適応した耕作方法や営農体系の見直しと、同機械の現地の営農体系に合わせた改良のそれぞれの抽出と検証を行う。また、我が国の優れた技術として DX 技術やスマート農業などの手法を活用した農業機械化促進の可能性を検討する。同改良にあたって我が国の農業機械メーカーの知見を得るとともに、今後の同メーカーの中央アジアにおける保守サービスの可能性等を探るため、これらメーカーによる現地視察を企画・実施する。

(4) 営農試験を通じた日本製小型農業機械導入による持続可能な農業経営の持続性の実証

上記(3)で述べた営農試験により、農業機械化が全くされていない場合の農業経営に対し、日本製小型農業機械を導入した場合の作業効率の改善などによる生産性の改善や作付面積の拡大により生産量の増大が図られ、その結果、農家の収入が増加し、自ら小型農業機械を購入できるようになるか、日本型農業機械による農業機械化の効果を検証する。また、その結果、営農方法において改善すべき点を抽出する。さらに、農産物の市場調査を行い、生産した農産物の販路をしっかりと確保できるか、確認を行う。なお、農業機械の利用について、対象は将来、自ら農業機械を調達できるレベルの中規模の農家とし、同農家が自らの農地を耕作するとともに、周辺の零細農家への賃耕を行う仕組み（零細農家は耕作賃

³ 調達方法は、JICA タジキスタン事務所を通じた現地調達、JICA 本部を通じた本邦調達及び購送、または本契約の受注者に機材の調達を委託する、などの方法を検討している。業務開始後に具体的な機材の仕様を確定してから調達方法を決定する。プロポーザル時点では本契約の受注者が機材を調達する前提で業務人月を計上すること。

を支払って利用)を想定する。他には、農民団体が共同利用する仕組みも考えられる。農業経営の実証にあたっては、これら中規模農家、零細農家、共同利用それぞれの経営を対象とする。

(5) 対象作物の特定

農業機械は営農体系と密接にかかわるため、新たな農業機械を導入しようとする時、営農体系の中の作業の一部分だけに対応した特定の機種のみを、広範囲の作物を対象にして導入することは難しい。そこで、対象とする作物を特定し、同作物の営農体系に沿って全作業の農業機械を日本製に入れ替えることを想定する。ただし、一気にすべての作業の農業機械を入れ替えることは、農家の負担を考慮すると現実的ではないため、まずは一機種の導入を図るが、同機種の導入が成功すれば、その後、他の作業についても順次、日本製農業機械に入れ替わっていくことが想定される。

(6) 農業省による農業機械化事業の実施とその体制

農業機械の利用者は個別の農家であり、また、現地の営農体系に合わせた開発が必要となる。そのため、汎用性が高く、また利用者が政府機関である一般の建設機械の更新のように、機材の調達さえ行えば無償資金協力事業は完結するというものではない。特に農業機械化されていない場所に新たに農業機械を導入し、かつ日本製小型農業機械を導入することになるため、本調査で形成を目指す無償資金協力事業は、単に機材を調達するだけではなく、調達した農業機械が現地の農業に適応し、利用する農家の営農が成功することが事業の目的となる。しかし、これまでの協議で実施機関として考えられていたタジク・アグロリーシング公社(Tajik Agro-Leasing)は現状では農業機械のリースを行う金融機関に過ぎないため、農業省自身が実施機関として農業機械化を促進する事業(以下、「農業機械化促進事業」という。)を実施し、農業機械を試験的に農家に貸与する形態を構想する。そのための農業省の意識について確認し、上記(2)に記載した農業機械化計画に沿ってパイロット的な事業を実施するための農業省内の組織や体制、予算等を確認する。事業における農家への営農指導や監理は農業省傘下の技術普及部門などを動員して行うことが望ましい。しかしながら、農業機械化の窓口であるタジク・アグロリーシング公社およびその傘下の農業技術サービスセンター(Machinery Technical Service Center : MTC) (以下、「MTC」という。)を活用する場合には、これら組織のうち、実際に事業に関わる拠点の実際の体制や技術力、人材等を調査した上で、事業のオーナーシップの観点から実施機関はあくまで農業省として責任関係を明確にし、その上でMTCが事業を監理し、農家に農業機械を利用した営農に係る指導を行う機能や能力を持たせていく必要がある。そのために必要な対策について提言を行う。

(7) 無償資金協力事業の形成

タジキスタンにおける農業機械のニーズは2万台を超えており、無償資金協力事業で調達できるのは100台に満たない。そこで、本調査で形成する事業は、タジキスタン政府が実施する農業機械化のための試験的事業に必要な機材を調達することを目的(但し、無償資金協力事業自体が試験的ということではない)とし、特に日本製小型農業機械の普及を図っていくための事業として位置づける。従って、無償資金協力事業はタジキスタン政府の農業機械化計画に沿った農業省の具体的な促進事業が前提となる。そのため対象地区または対象農家を限定し、農業

機械を使った営農をデモンストレーションすることで、周囲の地区や農家が自己資金で農業機械を調達し、機械化が促進されることを目指す。また、農業省による農業機械化を支援するための技術協力プロジェクトの形成も同時に行う。なお、無償案件の対象地区の選定にあたっては、実施中の「SHEP アプローチを通じた農業普及サービス改善プロジェクト」や「ビジネス・インキュベーションプロジェクト」との連携可能性を検討する。

(8) 調達事情調査

本調査で形成を進める無償資金協力事業で調達する農業機材について、本邦調達に係る調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、輸送費、免税措置等）を調査する。また、機材の輸入に関わる関連法規について調査する。想定される無償資金協力事業で調達する機材の現地代理店、スペアパーツ調達方法、メンテナンス及びアフターサービス体制等について調査する。

また、2021年末の新型コロナウイルス感染症の再拡大の影響に加え、2022年2月に発生したロシアのウクライナに対する軍事侵攻によって、世界的に調達価格に影響が生じており、特に輸送費について高騰している。中央アジアは金融システムを始め多くをロシアに依拠しているため、ロシアに対する経済制裁の影響をより大きく受けている。調査にあたっては、輸送経路、決済・送金を含め、これらの影響等も十分考慮する。

(9) 無償資金協力案件の形成に係る外交的意義に関連する情報収集

現在、外務省が無償資金協力案件の形成にあたって外交的な重要性や意義を重視する方向性を打ち出していることに鑑み、タジキスタンの小型農業機械の整備に対する協力について対外的に説明できるよう、必要な情報を収集する。具体的には、農業セクターにおける中国やロシアなど近隣の大国の影響力や企業の進出状況、我が国農業機械メーカー等の今後の中央アジアへの進出の可能性、農民層における親日の傾向や我が国への期待などについて情報を収集する。また、外交的意義に関する考察を行う。

第6条 業務の内容

上記「第5条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する⁴。

(1) インセプション・レポートの作成

前回調査の報告書をはじめ関連資料の分析・検討を行い、事業の背景・経緯及び全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。また、上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート（和文及び露文）、質問票を作成する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項等）を先方政府関係者に説明し、内容について協議・確認する。

(3) 現地の営農体系の把握と見直し

⁴ 現時点で想定される調査の内容は以下のとおりであるが、業務を効果的・効率的に実施するために必要な調査方法・手順等（国内準備作業、現地作業、帰国後整理期間の区分を含む）をプロポーザルの中で具体的に提案すること。

前回調査の結果を踏まえ、現地での中規模農家の農業経営形態や耕起／耕作方法(耕起-施肥-播種-防除-収穫-乾燥)、農地の状況など一連の営農体系を把握し、日本製農業機械を導入するために必要な見直しの可能性を検討する。

(4) 日本製小型農業機械を導入することが可能な対象作物の選定

現地の営農形態の中で、日本製小型農業機械の特徴に適していて営農体系を同機械の特徴に合わせて変更することが容易な作物を選定する。また、現地で狭小地や丘陵地の果樹園における間作、温室栽培など狭い土地で栽培されており、人力に頼った耕作が行われているなど、日本製小型農業機械を導入することで省力化や効率化などで効果が大きいことも選定にあたって考慮する。

(5) 対象作物の営農体系に合わせた機種及び作業機械の選定

対象作物の耕作方法や営農体系に合わせて機種及び作業機械の選定を行う。すべての営農過程の農業機械を一気に導入することは不可能であるため、1～2機種を選定する。前回の調査では、[chiseling⇒プラウによる耕起反転⇒ローターベータによる解し⇒畝立て⇒土寄せ]が提案されている。この他防除や運搬に使えるトレーラー(最大700kg)を、検討し確定する。

(6) 日本製小型農業機械を活用した営農をパイロット活動により試行する農家の選定

前回調査の中で策定した選定基準を参考に日本製小型農業機械を導入するパイロット活動の対象とするモデル農家を選定する。選定基準は前回調査で提案されており、無償資金協力本体事業では5地区、各地区で10Jarmotごとに6～12農家の選定が提案されているが、本調査では小規模農家、中規模で賃耕経営が可能な農家、デフカン農場(共同使用)の代表的な3例を選定する。

(7) 日本製小型農業機械を活用した営農のメリット・デメリットの把握及び営農方法の改善点の抽出

対象農家等において対象とする作物を用いた営農に対して日本製農業機械を活用するメリットとデメリットを比較検討し、導入の是非を検討する。その上でメリットがデメリットを上回るような営農方法の改善点を抽出する。

(8) 日本製小型農業機械の調達

上記(5)で選定した日本製小型農業機械を本邦において調達する。機械は1～2機種、数量は上記(6)で述べた3例に各1台とする。また、調達した同機械をタジキスタンまで輸送し、モデル農家に届ける⁵。

(9) 日本製小型農業機械を活用した営農試験

日本製小型農業機械を調達し、選定されたモデル農家に貸与し、対象作物の1シーズンの耕作を依頼する。農家との交渉にあたっては農業省又はタジクアグリリーシング公社の支援を得る。耕作にあたっては、営農体系の見直しや営農方法の改善点を反映する。また同機械の試験稼働により、産品・機種・耕起パターン/畝形状などの検討を行う。また、同機械を維持管理するためのスペアパーツの調達や管理方法についてもモデル農家とともに検討を行う。

(10) 日本製型農業機械の改良点の抽出

⁵ 調達する機材は現時点ではまだ決まっていないため、見積書には定額計上(15,000,000円)すること。また、輸送費についても別途、定額計上(2,000,000円)すること。

試験稼働を通じて現地の圃場の地形や規模、土質、気候、耕起パターン、畝の形状、運転技能等や、日本製小型農業機械の改良点について、モデル農家からもヒアリングし抽出する。同改良点については機材の調達先である農業機械メーカーにフィードバックし、改良が可能かどうか確認を行う。

(1 1) 日本の農業機械メーカーの視察の企画・実施

日本の主な農業機械メーカーから参加を募り、3名程度を対象に現地の農業事情や日本製小型農業機械を導入した営農試験の現場視察を企画・実施する。同実施に係る旅行の手配、日程の調整、現地への同行を行う。期間は1週間(7日間)を想定する。同視察の上で、農業機械の使用方法や改良点について意見を聴取するとともに、無償資金協力事業への参画や代理店などの営業拠点の設置など中央アジアへの進出の可能性やそのための条件に付いて聴取し、本邦メーカーの現地進出の可能性について分析する。(1 2) 日本製小型農業機械を活用した農家経営の分析

営農試験の結果を踏まえ、農家経営の持続可能性について検証を行う。農作業の効率化と省力化による生産規模の拡大や賃耕(周囲の農家への耕作サービス)などを通じた持続的な収益増加が可能か試行の結果を分析する。さらに持続性の観点からは、初期投資として貸与された農業機械のコストはかからないが、その代わりに収益の一部を積み立てて数年後に自ら農業機械を購入できるようになることを目標とする。

(1 2) 対象の作物の市場調査

日本製農業機械を導入した農家経営の持続性を高めるため、対象作物の市場の動向を把握する。その結果を農家経営の持続可能性の検証に反映する。

(1 3) 農業省による本体事業実施の対象地区(District、Jamoat)及び農家・デフカン農場の選定基準の検討

本調査により検証した農家経営モデルを農業省が実施する農業機械化促進事業の事業計画に反映し、無償資金協力事業本体の予算額も考慮して同事業の規模を設定した上で、対象地区(District、Jamoat)及び農家・デフカン農場の選定基準について前回調査結果を見直し、農業省と協議を行い、最終的に確定させる。対象地区の選定にあたっては、将来的に全国展開を図ることを念頭に置く。

(1 4) 対象農家による農業機械サービス(賃耕)の実施方法の検討

営農試験に合わせて、農家経営の方法として、貸与された小型農業機械を用いて、オペレーターを付けて農業機械にアクセスできない零細農家に対する耕作サービスを行うビジネスモデルについても中規模農家を通じて試行する。また、デフカン農場における共同保有・共同利用についても同農場を通じて試行する。具体的な実施方法は農家や農場に任せるため、試行の結果とともに具体的に実施した方法について対象農家から聴取する。

(1 5) 農業省と対象農家との約定方法及び内容の検討

タジキスタン政府と農家間での農業機械を貸与する要件の詳細を検討し、タジキスタン政府と農家間で取り結ぶ約定に反映し、その約定の詳細について検討する。特に機材の登録方法について検討を行う。

(1 6) 日本製小型農業機械の導入を通じた全国農業機械化計画案の検討

農業省による農業機械化促進事業を実施した上で、その成果である農家経営モデルを全国に適用し、普及拡大させていく計画案を検討する。同事業では、対象

地区の農家が自ら農業機械を購入できることを目指しているが、農業機械導入に係る初期投資に関して、政府からの補助金や金融機関からの農業融資、タジク・アグロリーシング公社によるリースやレンタルなどについて、新しい制度の構築や既存の制度の利用について検討する。

(17) 農業省に対する全国農業機械化計画及び農業機械化促進事業の提案及び農業省の実施体制の確認

農業省に対して、上記(16)で検討した全国農業機械化計画案を提案し、同計画が国家計画として承認されることを前提に、同計画に基づく農業省による農業機械化促進事業について、これまでの調査結果を報告し、同事業の目的や内容、規模、期間等について協議を行う。特に農業省の実施体制(本省における責任者や部署の配置、Project Management Unit (PMU)の設置、事業予算の確保、出先機関である技術普及組織や地方政府の関与など)の確立について農業省側に確認する。

(18) タジク・アグロリーシング公社及び農業技術サービスセンター(MTC)による事業支援の検討

タジク・アグロリーシング公社傘下のMTCが農業機械化促進事業において農家の営農に対するモニタリング、技術的サポート、特に農業機械の使用やメンテナンスに対する指導や故障時の修理などの役割を果たす機能を持つために必要な設備や機器、工具などのニーズ及び技術協力のニーズについて把握し、協力の内容及び方法を検討し、MTCの強化計画案を策定する。また、農業機械のスペアパーツの管理方法として、MTCを活用する方法を検討する。

(19) Agro Tech Service社等民間農機会社の代理店化

民間企業であるAgro Tech Service社又は同等企業が我が国の農業機械メーカーの代理店になる可能性を確認し、これらの社が日本製農業機械の調整・修理の基点となり、交換部品の保管管理を行う可能性を確認する。

(20) 環境社会配慮

「JICA環境社会配慮ガイドライン(2022年1月)」に基づき、事業概要と立地環境を踏まえて環境社会配慮に係る無償資金協力事業のカテゴリ分類を行う。

(21) ジェンダーに関する情報収集

ジェンダーに関する以下の点について情報収集を行う。

- 1) タジキスタンの農業セクターの法制度、政策、方針等におけるジェンダー関連事項
- 2) 農業セクターにおける他ドナーの支援におけるジェンダー視点

なお、後述(25)で行う機材計画の策定においてはSDGs目標5「ジェンダー平等を実現しよう」を念頭に、可能な範囲で以下に対応することに留意する。

- タジキスタンの農業セクターにおいて、女性が抱える課題(働きやすさ、能力の活用)等につき確認の上、方策を検討する。
- 農業経営について、カウンターパート機関及び運営事業体の職員や技術者・オペレーター等、女性の雇用及び育成促進の適切な方策検討する。

(22) 他ドナーの活動の確認

他ドナーによる活動の有無やその内容について確認する。また、他ドナーによる活動が想定される無償資金協力事業に影響を及ぼす可能性がある場合は、その対応を検討する。

(23) 調達事情調査

日本製小型農業機械の現地での調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）を調査し、現地調達や第三国調達の場合との比較検討を行う。また、機材の現地代理店、スペアパーツ調達方法、メンテナンス、アフターサービス体制等についての調査を行う。

なお、同国における資機材調達・輸送・送金・決済については、ロシアによるウクライナに対する軍事侵攻の影響が出ている可能性があるため、同国で業務を実施中の業者、コンサルタント等からのヒアリングも行う。

(24) 機材計画調査

想定される無償資金協力事業で整備する機材にかかる調査項目は以下のとおり。

- 調達事情調査（調達先、代理店の有無等）
- 機材の輸送経路、通関手続き、保険
- 機材調達後の維持管理計画・経費（維持管理契約の必要性も含む）
- 実施工程

なお、実施工程の検討にあたっては、システムのテスト運用等を含めた全体工程を明らかにする。

(25) 相手国側負担事項の確認

相手国側負担事項（農業機械化促進事業の実施に係る費用負担、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁を明確にし、無償資金協力を実施する場合には着実に実施することを相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項として協力準備調査の実施時にミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。

(26) 税金情報の収集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について以下の点について詳しく調査する。

- ① 法人の利益・所得に課される税金（法人税等）
- ② 個人の所得に課される税金（個人所得税等）
- ③ 付加価値税（VAT等）
- ④ 資機材の輸入に課される税金や諸費用
- ⑤ その他、当該事業実施において関係する主要税目

を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（事前免税、事後還付、実施機関負担等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。

また、過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。国内においても、過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、一般社団法人海外建設協会（OCAJI）等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。

免税情報は JICA タジキスタン事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で同事務所と協議し、同事務所が有する情報を入手し、情報アップデートを行う。また、現地調査終了時には必ず同事務所へ報告する。その際、更

新たな情報と併せて、先方政府と協議した際の情報（協議相手、内容、連絡先等）も提出する。

なお、調査結果については所定の様式（免税情報シート）にまとめ、提出する。

（27）現地調査結果の取りまとめ

- 1) 現地調査結果及び収集資料等の整理、分析、評価の取りまとめを行う。
- 2) 無償資金協力の協力（案）について、可能な内容、規模、範囲を検討する。

（28）現地調査結果の報告

現地調査の結果を踏まえ、帰国後20日以内に現地調査結果概要（和文）を作成し、発注者が開催する現地調査帰国報告会に参加し、発注者、国内確認関係者に対して、調査結果、ならびに、基本的な協力の方向性について説明し確認を得る。

（29）ファイナル・レポート（案）の作成

本調査結果をファイナル・レポート（案）として取り纏め、その内容について発注者と協議する。

第7条 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち（3）を成果品とし、提出期限は契約履行期間の末日とする。

なお、以下に示す部数は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意する。

報告書名	提出時期	部数
（1）業務計画書 （共通仕様書第6条に規定する計画書）	契約締結後10営業日以内	和文2部
（2）インセプション・レポート	2023年2月	和文2部、露文2部
（3）ファイナル・レポート	2023年12月	和文（製本版）8部及びCD-R 2枚 英文（製本版）8部及びCD-R 2枚 露文要旨（製本版）8部及びCD-R 2枚
（4）免税情報シート	2023年12月	和文1部 ※ JICAタジキスタン事務所にも提出

報告書の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づくものとする。特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、同ガイドラインを参照する。その他の留意事項は以下のとおり。

- 1) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述する、また報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保する。
- 2) 英文及び露文報告書等の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。報告書の本文中で使用するデータおよび情報については、その出典を明記する。

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項
1	日本製小型農業機械を導入することが可能な対象作物の選定や、対象作物の営農体系に合わせた機種及び作業機械の選定	第6条 業務の内容 (4) 日本製小型農業機械を導入することが可能な対象作物の選定、及び (5) 対象作物の営農体系に合わせた機種及び作業機械の選定
2	日本製小型農業機械を活用した営農試験の方法	第6条 業務の内容 (9) 日本製小型農業機械を活用した営農試験
3	農業省及びタジク・アグロリーシング公社／農業技術サービスセンターによる農業機械化促進事業の実施体制及び実施方法	第6条 業務の内容 (18) 農業省に対する全国農業機械化計画及び農業機械化促進事業の提案及び農業省の実施体制の確認、及び (19) タジク・アグロリーシング公社及び農業技術サービスセンター(MTC)による事業支援の検討

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：農業機械に係る各種調査業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／農業機械化
- 営農技術

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 5.0 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／農業機械化）】

- ① 類似業務経験の分野：農業機械に係る各種調査
- ② 対象国及び類似地域：中央アジア及び全途上国
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：営農技術】

- ① 類似業務経験の分野：農業に係る各種調査
- ② 対象国及び類似地域：中央アジア及び全途上国
- ③ 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2023年1月下旬より国内事前準備を開始し、2023年2月中旬より現地調査を行い、帰国後にファイナル・レポートの取りまとめを行う。上記現地調査の実施方法は「第5条 実施方針及び留意事項」を参照のこと。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 11.95 人月（現地：8.30人月、国内：3.65人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／農業機械化（2号）
- ② 営農技術（3号）
- ③ 小型農業機械
- ④ マーケティング
- ⑤ 組織体制
- ⑥ 調達事情

3) 渡航回数を目途 全16回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

特になし

(4) 公開資料／配布資料等

1) 公開資料

中央アジア地域 キルギス・タジキスタン農業セクター情報収集・確認調査ファイナルレポート ([JICA 報告書 PDF 版 \(JICA Report PDF\)](#))

2) 配布資料

タジキスタン国小型農業機械のニーズにかかる情報収集・確認調査（農業機械化）業務完了報告書、「SHEP アプローチを通じた農業普及サービス改善プロジェクト」及び「ビジネス・インキュベーションプロジェクト」に関する資料

（５）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置 ※農家の選定や営農試験に係る交渉等に係る全面的な協力	有
2	通訳の配置（日語⇄露語）	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

なお、営農試験では、希望する農家を募り、農家による日常的な営農活動に農機を導入する形をできるだけ取ることとし、農家に耕作に係る謝金や資材等を提供することは想定していないが、営農試験を実施するためにやむを得ない場合には、耕作に必要な農業資材の投入を認める。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

（URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）

（１）契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は）、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。

（２）別見積もりについて

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費（航空賃）
- 2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) **新型コロナウイルス感染対策に関連する経費**
- 5) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 6) その他（以下に記載の経費）
 - 日本メーカーの視察ツアーの実施（航空賃、日当・宿泊費）
 - 機材購送費及び機材送料（第2章 第5条の（8）で説明の日本製小型農業機械）

なお、機材購入費と機材送料の合計を上限 17,000 千円とし、この範囲で機材内容（調達地含む）については提案を求めます。

(3) 定額計上について

下表の区分で定額とある経費については、当該経費の金額をそのまま見積書に含めて計上してください。ただし、区分が「定額かつ別見積」とある経費については、見積書には含めず、上記（2）の場合において別に作成する見積書（別見積書）として作成してください。

定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積りによる積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

No.	対象とする経費	金額（消費税抜き）	区分	費用項目		
1	資料等翻訳費	500,000 円	定額	直接経費	一般業務費	
2	報告書翻訳費 （インセプション・レポートとファイナル・レポートの英-露翻訳費）	460,000 円	定額	直接経費	報告書作成費	

- (4) 見積価格について、
各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

(5) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICA の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇒ドバイ/イスタンブール/タシケント⇒ドゥシャンベ

- (6) 上記（2）6）以外で業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(7) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(8) その他留意事項

1) 業務主任者の JICA 調査団員への同行

現地調査に関し、業務主任者は、JICA 調査団滞在期間中、原則として団員の調査に同行することとしますが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げません。

2) 業務用資機材の輸出管理

本業務の実施のために、現地調査に際して本邦から携行する受注者所有の資機材のうち、受注者が本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続きを行うこととします。

3) 新型コロナウイルス感染症による現地渡航制限等について

本業務の実施にあたっては、計 16 回の現地渡航を想定しています。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大防止等による入国制限や航空便の減便等が発生し、現地渡航ができない場合には、一部遠隔での業務実施等を検討してください。当該事象が発生した場合には、JICA 事業実施担当部と対応を検討・相談してください。なお、現時点でタジキスタン入国後の自主隔離は必要ありません（本措置は、現地ドナーのプラクティスに合わせた JICA 独自の判断です）。

4) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」の趣旨を念頭に業務を行ってください。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

5) 通訳

本調査では現地での通訳備上を原則とし、必要経費を見積に含めてください。配置人数は複数とすることも可能です。

以上

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他	—	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① <u>業務主任者の経験・能力：業務主任者／農業機械化</u>	(34)	(13)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② <u>副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／〇〇〇〇</u>	(—)	(13)
ア) 類似業務の経験	—	5
イ) 対象国・地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	3
オ) その他学位、資格等	—	2
③ <u>業務管理体制、プレゼンテーション</u>	(—)	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	8
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>営農技術</u>	(16)	
ア) 類似業務の経験：農業に関連する調査業務	8	
イ) 対象国・地域での業務経験：	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	